

# 独占禁止法研究会(第5回会合) 課徴金制度の見直しに対する意見

---

2016年5月27日

一般社団法人 全国消費者団体連絡会

事務局長 河野 康子

## 消費者・国民の権利を守るために

### 独占禁止法の目的

- 市場における公正で自由な競争を促進することにより、一般消費者の利益の確保と国民経済の民主的で健全な発達を促進すること

### 独占禁止法違反行為

- 消費者・国民の権利を侵害する行為であり、厳正な対処が必要

# 消費者・国民の要望

## 1. 公正取引委員会は違反行為に厳正に対処すること(要望①)

⇒公正取引委員会は、違反行為を防止するために相応な課徴金を課すべき

※ 違反企業に痛みが伴わない課徴金では意味がない

## 2. 国際標準の制度に近付けること(要望②)

⇒日本の課徴金制度は国際標準の制度に比べて遅れており、国際標準の制度に近付けていくべき

## 3. 企業は違反行為を防止すること(要望③)

⇒企業は違反行為の未然防止のために効果的なコンプライアンスを整備すべき

## 4. 企業は違反行為を行ってしまったときはその影響を速やかに回復させること(要望④)

⇒企業は違反行為の真相解明に尽力し、再発防止のための措置を採るべき

# 1. 違反行為への厳正な対処(要望①)

## (1) 違反企業を課徴金の負担から逃がさないこと

- 公正取引委員会が調査したタイミングにたまたま違反行為期間における売上げがないだけで課徴金が課されなかったり、巨大な企業グループにおいて一部の販売子会社のみを違反行為に関与させて、中小企業又は業種に応じて軽減された算定率の適用を受けるといったようなこと(課徴金逃れ)は許されない
- 違反行為をどれほど長く続けていても、課徴金の支払いの対象は3年間のみ限定されることはおかしい
  - ⇒違反行為を行った企業は、必ず相応の課徴金を支払うべき(そうでなければ違反行為の抑止・防止につながらない)

# 1. 違反行為への厳正な対処(要望①)

## (2) 課徴金の水準を海外に劣らないものとする

- 世界的に活躍する企業の増加—世界の競争法の規制を意識する必要
- アメリカやEUでカルテルや談合を行った場合、日本の課徴金とは比べものにならないほど高額な罰金や制裁金が課される
  - 企業は競争法の規制が厳しい地域のコンプライアンス整備を優先させ、違反行為が相対的に日本地域に集中するのではないか
  - ⇒少なくとも、悪質な行為であることが明白なカルテル・談合行為については、海外の制度に劣らないように課徴金の額を引き上げるべき
  - ※ 企業はコンプライアンスを整備して違反行為を行わないようにすればよいだけであるため、酷ではない
  - ⇒それ以外の違反行為についても、相応の水準の課徴金を課すべき

## 1. 違反行為への厳正な対処(要望①)

### (3) 課徴金の算定の透明性を維持すること

- 裁量の導入により、公正取引委員会が企業の不当な言い分を聞き入れて、不必要な課徴金の減額を行ってしまうのではないか
- 公正取引委員会の恣意的な課徴金の算定を恐れて、企業側は違反行為を徹底的に隠し通してしまうのではないか

⇒ 課徴金制度の透明性を担保すべき

例: 基準の明確化、個別の処分における算定理由の開示

## 1. 違反行為への厳正な対処(要望①)

### (4) 独占禁止法の執行力を維持すること

- 発生する違反行為に対して適切な対処をする必要
- 課徴金の算定があまりに複雑になったり、算定に必要な事実の認定が難しくなったりすると、機動的に課徴金を課すことができない
  - ⇒ 課徴金の算定に必要な作業を難しくするべきではない
  - 例：諸外国と同様に、算定の基礎となる売上高や違反行為期間について簡易な方法で認定・計算

## 2. 制度の国際標準化(要望②)

- 日本の課徴金制度は国際標準に遅れており、海外の制度では適切に対応できるような事件に日本では対応できないというのはおかしい
- EU・米国においてはカルテル・談合が悪質な行為であるという社会的認識もあり、違反行為が厳しく取り締まられている

⇒積極的に国際標準を目指すべき

※ただし、法体系や制度の趣旨等、日本と海外で事情が異なる点については考慮する必要がある



### 3. 違反行為の未然防止(要望③)

- ・そもそも独占禁止法を軽視している企業が多いのではないかと  
→全ての企業が、独占禁止法を遵守することを経営の基本方針に位置付け、日常的に違反行為の未然防止を図ることが重要  
⇒企業のコンプライアンス整備を促進させる仕組みを設けるべき

## 4. 違反行為への速やかな対応(要望④)

### **(1) 企業は違反行為の調査に協力し、速やかに競争を回復させること**

- 本来、企業は、コンプライアンスを整備し、継続的に社内点検をし、従業員がカルテル等に参加していれば、自主的に是正し、公正取引委員会に報告すべき
- 公正取引委員会が調査を開始すれば、違反企業は、調査に協力して、違反行為の早期解明を行い、公正で自由な競争の早期回復・再発防止に努めるべき
  - しかし、現在は、企業は課徴金減免制度を使うために公正取引委員会の調査に協力するが、同制度の利用が出来ない場合は調査に協力するメリットはなく、違反行為を隠ぺいする判断をしてしまうのではないか
  - ×違反行為の真相解明・競争回復に時間がかかる
  - ×事件処理のコストが上昇して執行力が低下すると、違反行為に対する防止効果も減る

## 4. 違反行為への速やかな対応(要望④)

- 海外では、制裁金等の算定において企業の調査協力の度合いを考慮している
  - 国際カルテルにおいて、企業は公正取引委員会への調査協力より海外当局の調査への協力を優先するのではないか
  - ⇒早期の事件処理に役立つのであれば、調査協力を行った企業について課徴金を減額する仕組みの拡大も考えられる
  - ※ ただし、課徴金の水準の実質的な引下げとなるような減額は不適切であり、減額は違反行為の立証に貢献するような有効な調査協力に限定して認めるべき

## 4. 違反行為への速やかな対応(要望④)

### (2) 違反行為の真相解明を妨げないこと

- 違反行為に関する証拠を隠したり、従業員に公正取引委員会に対して何も話さないことを命じたりする企業が存在する
  - ⇒公正取引員会の調査に非協力的な場合は、課徴金を増額すべき
  - ⇒特に違反行為の真相解明を妨害する行為について、効果的なペナルティーを用意すべき
- ※ 併せて、証拠隠滅などの妨害行為を発見しやすい環境を整備することが肝要
  - ⇒(1)(2)全体として、公正取引委員会と企業との間で協力して違反行為の真相解明を進めていくことができるような仕組みとすべき
  - 早期の事件処理が実現されることにより、公正で自由な競争の回復が速やかに行われるとともに、独占禁止法の執行力も高まる(違反行為の予防効果が高まる)

## 4. <協力体制を構築するメリット> (要望④)

### ■ 従業員の板挟み状態が解消される

- 従業員は企業の意向に逆らいにくいいため、企業が会社ぐるみで独占禁止法違反事実を隠ぺいしようとしている場合、仮に違反行為が存在したとしても、従業員は公正取引委員会に真実を話しにくく、自らの良心との間で苦しむことがある
- 企業が積極的に調査に協力するようになれば、企業と公正取引委員会の間で従業員が板挟みになる状況を解消できる

※ 公正取引委員会の調査に積極的に協力した従業員が、企業から不利益な処分を受けないようにする手当ても必要

例：社内リニエンシー制度・内部通報制度の導入

### ■ 弁護士の活動が独占禁止法の執行にも役立つようになる

- 弁護士は、企業の利益のみを最大限に考えると、企業に公正取引委員会の調査に協力するようにアドバイスできない場合がある
- 違反行為の真相解明につながる調査協力をするにより企業がメリットを得られるようになれば、弁護士は企業に公正取引委員会の調査に協力することを促す等、両者の橋渡しのために活躍できる

## 4. 違反行為への速やかな対応(要望④)

### (3) 企業は再発防止策を講じること

- 違反行為を行ってしまった場合、それを教訓に効果的な再発防止策を講じるべき
- 現在の制度においては、違反行為を止めてその影響を排除することしか求められないケースが多いが、企業は真摯に反省し、意識を新たにコンプライアンスを強化すべき  
⇒漫然と違反行為を繰り返す事業者には特に課徴金を増額すべき

## ○企業の防御権について

- 公正取引委員会の実態解明機能を今より後退させることとなるような防御権の強化を図るべきではない
- 新たな課徴金制度が導入され、公正取引委員会が新制度を一定期間運用した後、関連する制度の状況等（公正取引委員会の実態解明機能への影響、防御権を濫用した場合のペナルティーの導入、独占禁止法以外の法制度への影響など）も考慮しながら、各種防御権を導入する必要性の有無や程度を慎重に検討した上で判断すべき